

現行基準の見直し：【論点2】金融商品の測定
- 【論点2-1】測定区分の見直し：OCI オプション -

【論点B】株式については、論点Aにかかわらず、評価差額をその他の包括利益とする測定区分を設け、企業の任意の選択とすることでよいか。

IFRS 第9号の取扱い

1. IFRS 第9号では、償却原価、純損益を通じた公正価値の例外として、以下のように、一定の資本性金融商品¹への投資の評価差額をその他の包括利益（OCI）に表示する選択を認めている（以下「OCI オプション」という。）。

[図表1] OCI オプションの取扱い

適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 資本性金融商品への投資 • トレーディング以外
要件	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識時の指定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 任意に指定可能だが、理由を注記する。 • 事後の取消不能
評価	<ul style="list-style-type: none"> • 公正価値で評価し、評価差額を OCI とする。
配当の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • IAS 第18号「収益」に従い、純損益で認識する。
減損の要否	<ul style="list-style-type: none"> • 不要
投資処分時の処理	<ul style="list-style-type: none"> • OCI 累計は組替調整しない。その扱いに関して特段の規定はないが、資本の部の中で振替可能としている。
開示	<ul style="list-style-type: none"> • OCI オプションを適用した投資 • OCI オプションを使用する理由 • 各投資の期末の公正価値（銘柄別？） • 会計期間で認識した配当（認識中止分と保有分に分ける） • 累積利得又は損失の資本内の移動とその理由 • 認識の中止を行った投資について、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資処分の理由 ➢ 認識中止日の投資の公正価値 ➢ 処分時の累積利得又は損失

¹ IAS 第32号「金融商品：表示」に定義があり、我が国の株式は概ねその範囲に入るものと考えられる。現在、IASBでは、金融商品の負債と資本の区分を見直すプロジェクトを進めているところである。

検討の経緯

2. この OCI オプションは、公開草案提案時に設けられていた。企業は、もともと投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合があります、その投資の公正価値の利得及び損失は企業の業績を示さない可能性があるとの主張に配慮したものである。
3. コメント提供者のほぼ全員が、特定の資本性金融商品への投資に対して、評価差額の OCI 表示を支持し、また、その識別を取消不能な選択とすることに同意した。ただし、一部コメント提供者からは、対象を定義する原則の開発が要請されたが、IASB は公開草案段階でその開発を断念した経緯からその原則を示すことをしなかった。このような経緯から、基本的には公開草案の提案が維持されることとなった。
4. 一方で、組替調整の禁止とともに受取配当金の OCI 表示も定められたが、IASB は反対コメントに配慮し、従来通り、IAS 第 18 号に基づく認識を継続することとされた。

IASB 公開草案に対する当委員会のコメント

5. 当委員会からは、一部の金融商品への投資は、投資価値の増加のみを目的とするものではないため、公正価値の評価差額を OCI で表示する選択を設けることは妥当であるとして、組替調整の禁止は別として、OCI 表示の取扱いを支持する意見を提出している。

検討すべきポイント

基本的な方向性 - OCI 表示の取扱い、OCI の組替調整の有無

（OCI 表示の取扱い）

6. 一部の金融商品への投資は、投資価値の増加のみを目的とするものではないため、その投資の公正価値の利得及び損失を公正価値の変動時にそのまま純損益に反映することは企業の業績を示さない可能性がある。このため、IFRS 第 9 号のように、OCI 表示の取扱いを設けることは妥当と考えられる。

（OCI の組替調整の有無）

7. 前回（3 月 16 日）専門委員会では、IFRS 第 9 号をベースとする場合に、OCI に含める公正価値の評価差額に関する純損益への組替調整を問題として取り上げ、専門委員会で議論することで概ね了解された（Appendix 参照）。

8. OCI の組替調整を巡っては、我が国の基本的な考え方と IFRS 第 9 号では以下のような違いがある。

我が国の考え方

- OCI を組替調整する。
- 投資処分時に生じる取得価額との差額は、純損益に反映され、原則として、純損益と利益剰余金との間にはクリーン・サープラス関係が成立する。
- 純損益は、投資のリスクからの解放との視点に基づく企業の総合的業績指標である。この性質の純損益を計算書に表示することを前提とすると、これと独立の指標である包括利益を同じ計算書で記載する場合には、両者の調整、すなわち、組替調整が必要となる。

IFRS 第 9 号の考え方

- OCI を組替調整しない。
- 投資に対する利得及び損失の認識は一度きりのものであり、OCI に認識した利得及び損失を純損益に振り替えるのは不適切である。また、組替調整を維持することで、従前の売却可能区分と類似の投資が維持され、これにより、その投資に関する減損の規定を維持されることとなり、金融商品会計の改善、複雑性の低減につながらない。

9. 金融商品会計の視点を中心に組替調整の有無による影響の比較を試みると以下のとおりとなる。

[図表 2] 組替調整の影響の比較

	組替調整しない	組替調整する
純損益の性質	<ul style="list-style-type: none"> • 投資処分等に伴う臨時的な利得及び損失は反映しにくくなり、純損益の指標は現在の経常損益に近くなる。 • 利益剰余金とのクリーン・サープラス関係を保持しない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 投資処分等に伴う臨時的な利得及び損失を反映する。 • 原則として、利益剰余金とのクリーン・サープラス関係を保つ。
投資処分の利得及び損失と純損益、包括利益との関係	<ul style="list-style-type: none"> • 投資処分時までの公正価値の累積変動額は、各期にすでに包括利益で反映済みであり、改めて純損益には反映されない。 • 包括利益そのものに改めて計上されることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 投資処分時までの公正価値の累積変動額も含めて、差額が全額、純損益に反映される。 • 投資処分時までの公正価値の累積変動額はすでに包括利益にて各期に反映済み。OCI から利益剰余金への振替の可能性はあるが、包括利益そのものに改めて計上されることはない。

減損の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 減損が不要。 減損は行われなため、減損に伴う臨時的な損失が純損益に反映されなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> （従前通りであれば）一定の場合に、減損を実施。 減損が実施される場合、減損に伴う臨時的な損失が純損益に反映される。
いわゆるクロス取引	<ul style="list-style-type: none"> 純損益、包括利益に影響ないため、その観点での実務上のガイダンスの必要性は薄れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務上のガイダンスが設けられている。
IFRS とのコンバージェンス	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第9号(OCI オプション) 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の日本基準(其他有価証券)、IAS 第39号(売却可能区分)

10. 今後の対応として、以下のとおり、組替調整を禁止する、又は、要求する、のいずれかが考えられる²。

【案1】組替調整を禁止する。

（理由）

IFRS 第9号とのコンバージェンスの観点から OCI 累計の組替調整を禁止する。組替調整を要求する場合、組替調整自体の会計処理だけでなく、それに伴う減損の取扱いにも差異を生じることとなる。

【案2】組替調整を要求する。

（理由）

現状と同様に利益剰余金とクリーン・サープラス関係を保つ純損益を表示することを前提とすれば、包括利益を表示することとの関係で組替調整は必要である。

（ディスカッション・ポイント）

- OCI 表示の取扱いを設けることではどうか。
- その場合、投資処分時の OCI の組替調整に関する提案についてどのように考えるか。

【親委員会（4月9日）での議論】

- 組替調整の必要性は、昨年7月のIASB 公開草案に対して意見発信しており、個別財務諸表との関係にもつながる話であるので、十分議論すべき。
- 組替調整の禁止については懸念の声もあり、また、IASB も全員が組替調整禁止を支持

² これらの案について、どの範囲（連結財務諸表、個別財務諸表）を対象とすべきかに関する更なる議論は、親委員会にて行う予定。

している訳ではない。今後、2011年以降の概念フレームワークの議論で取り上げることも視野に組替調整を維持することも検討していくのが良い。

- これまで組替調整や純利益の有用性を主張してきたが、今後、IFRS適用企業と日本基準適用企業の間で取扱いの整合性が欠けることに問題がないかどうか。我が国の主張は個別の中で持ち続けるという問題にも関連する。

追加の検討課題

11. IFRS第9号をベースとしてOCI表示の取扱いを設ける場合に、以下の点が追加の課題になると考えられる。
 - (1) 株式を対象とすることでよいか。
 - (2) 対象の選択を任意とするか。
 - (3) 受取配当の会計処理は、IAS第18号と同様でよいか。
12. また、第10項にあるOCI組替調整に派生して、仮に組替調整を禁止する場合の追加課題には以下がある。
 - (4) 投資処分時のOCI累計をどのように会計処理するか - 組替調整禁止の場合の利益剰余金への振替。

（ディスカッション・ポイント）

- OCI表示の取扱いに関して、上記の課題に追加、修正すべき点はあるか。

（１）株式を対象とすることでよいか。

13. 株式の一部はIFRSの資本性金融商品に含まれない可能性はあるが、そのほとんどはカバーされていると考えられる。資本性金融商品の定義をIASBで再検討中であることも考慮し、対象を基本的には株式としつつ、IASBでのプロジェクトの動向に応じ
て見直すことではどうか。

（２）対象の選択を任意とするか。

14. IFRS第9号においてOCIオプションを認めたのは、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合があります、その投資の公正価値の利得及び損失は企業の業績を示さない可能性があるとの主張に配慮したものである。

15. これを考慮すると、任意の対象を選択できるというよりも、一部のコメントにもあるとおり、対象を定義する原則の開発が望ましいとも考えられる。しかし、IASB は、原則の開発が困難であったこと、また、原則に該当する場合や外れた場合に、区分間での振替が起こることを考慮し、対象を任意としつつも、当初指定時後の取消を認めない取扱いとしている。また、その際に選択理由を注記することとしている。
16. こうした検討経緯を踏まえ、IFRS 第 9 号と同様に、OCI 表示を任意の選択としつつ、選択理由を注記することで一定の規律を設けることが考えられる。また、我が国の場合、このような選択が幅広く行われることが考えられるため、想定される対象についておおまかなガイダンスを追加することも考えられる³。

（３）受取配当の認識時点を維持するか、あるいは、変更するか。

17. 受取配当の認識時期について、IFRS 第 9 号と現行の我が国の取扱いを比較すると以下のとおりとなる。

IFRS 第 9 号	我が国の金融商品会計基準
<ul style="list-style-type: none"> IAS 第 18 号「収益」に従う。 支払を受ける株主の権利が確定したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場価格のある株式 原則：配当落日 例外：市場価格のない株式と同様 市場価格のない株式 原則：配当金に関する決議の効力が発生した日 例外：支払を受けた日

18. IFRS と我が国の取扱いの差異の有無について以下のような分析が可能と考えられる。
- 我が国では、市場価格のある株式の場合、現行では配当落日を原則としている。IAS 第 18 号に関して、大手会計事務所の解説では、配当が適切に承認されもはや企業の裁量ではないとの解釈のように、決算配当に関して株主総会決議を示唆する見解も見られる。しかし、IAS 第 18 号における権利確定を配当落日としている見解も見られることから、これが IFRS と我が国の取扱いの差異と認めることは難しい。
 - 市場価格のない株式の場合、例外として、支払日の属する期間での収益計上を認

³ 文脈は異なるものの、平成 21 年 5 月に公表した「金融商品会計に関する論点の整理」第 61 項において、「事業提携やノウハウの相互利用等のために、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資」との表現を提示している。

めているが、IAS 第 18 号の権利確定よりも後の時点であり、これは IFRS と我が国の取扱いの差異と考えられる。

19. 上記を踏まえ、今後の対応として、現行の取扱いの維持、又は、変更のいずれかが考えられる。このため、検討状況の整理への意見も踏まえ検討していくことが考えられる。

（４）投資処分時の OCI 累計をどのように会計処理するか - 組替調整禁止の場合の利益剰余金への振替。

20. IFRS 第 9 号では、投資処分時に OCI の累計利得又は損失をリサイクリングしないとしているが、それらを資本の部の中で振り替えることができるとしている以外、特段の規定を定めていない（BC87 項）。これは、資本の部の構成要素に関する各国固有の制限を考慮したものである。
21. 投資処分時の OCI の累計利得又は損失をどのように扱うかが問題となるが、投資処分時以降、OCI 累計額に当該投資に関する残高を残すことはできないため、何らかの方法で利益剰余金に振り替えることが必要となると考えられる。リサイクリングの禁止を前提とすると、包括利益計算書で反映させることはできないことから、ある期間に処分された投資については、処分時点で OCI 累計額を利益剰余金に振り替え、当該期間の株主資本等変動計算書にその振替を反映させることが考えられる。

（ディスカッション・ポイント）

- 上記の（１）～（４）の課題に対する分析、対応についてコメントはあるか。

Appendix 前回（3月16日）専門委員会資料（3） - 2 「IFRS第9号の測定区分モデルをベースにした場合に検討が必要と考えられる事項」（その他の包括利益で評価差額を表示する場合の組替調整の有無）

18. IFRS第9号では、現行IAS第39号における売却可能分類が削除され、公正価値評価される金融資産は原則として評価差額を純損益に反映することとされている。ただし、資本性金融商品への投資のうち、トレーディング目的でないものは、取消不能の当初認識時の選択により、公正価値の評価差額をOCIに表示することが許容されている（OCI表示オプション）。この評価差額は、当該投資の認識の中止時点で組替調整することが禁止されており、従前の売却可能分類と異なる取扱いとなっている。IFRS第9号では、このような取扱いを採用した理由を以下のように説明している。

IFRS第9号BC86項(b)

多くの財務諸表の利用者をはじめ、多くのコメント提供者が、公正価値変動額を（持分金融商品への投資の認識の中止時点で）事後的に純損益に振り替える（リサイクリングする）ことを禁止する提案を支持しなかった。そうしたコメント提供者は、実現利得及び損失と未実現利得及び損失との間の区別を維持するアプローチを支持し、企業の業績にすべての実現利得及び損失を含めるべきであると述べた。しかし当審議会は、そうした投資に対する利得及び損失の認識は一度きりのものであり、したがってその他の包括利益に利得又は損失を認識し、その後純損益に振り替えるのは不適切であると結論付けた。さらに当審議会は、利得及び損失を純損益にリサイクリングすると、IAS第39号における売却可能区分に類似するものが生み出されることになり、実務上の問題を生じさせていた資本性金融商品を減損に関し評価することを要求する規定に通じることに注目した。それは金融商品に関する財務報告を大きく改善するものでもなければその複雑性を減少させるものでもない。したがって当審議会は、資本性金融商品の認識が中止されるときに利得及び損失を純損益にリサイクルすることを禁止することを決めた。

19. 一方、当委員会では、前述のとおり、公開草案の提案に対して、組替調整の廃止の是非は財務諸表表示プロジェクトに係る幅広い問題であり、金融商品会計の見直しの現在のプロジェクトでなく、包括的に議論すべきであり、純利益は企業の業績を示すものであって組替調整の存在を前提とすべきであることをコメントした。当委員会では、従来から、純損益は投資のリスクから解放された成果を示すものとして、包括利益とは独立の総合的な業績指標であることを主張しており、包括利益に計上されることを理由に純損益への組替調整が否定される理由はないと考えている。
20. しかしながら、IFRS第9号では、18項のように確定した。このため、IFRS第9号をベースとする場合、この取扱いに合わせて純損益への組替調整を禁止すべきかが問題

となる。これについては、IFRS 第9号が確定した現段階において、我が国の会計基準とIFRSでは、組替調整の有無だけでなく、それに伴う減損の取扱いにも差異が生じることとなる。このため、我が国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスの観点から、金融資産の評価差額をOCIに表示する場合、認識の中止時の組替調整をとりやめることも可能性として検討していく必要があるのではないかと考える。

21. ただし、個別財務諸表の場合、組替調整のある純損益が様々な計算基礎に用いられてきており、会社法との関係や税務問題など調整を要する問題が存在する。そのため、組替調整の廃止の影響が大きいことが想像できるため、関係者の理解を得ながら慎重に進めていく必要がある⁴。

（ディスカッション・ポイント）

- 一部の金融資産に対するOCIの組替調整を禁止する方向性についてどのように考えるか。

⁴ 個別財務諸表における組替調整の問題については、親委員会にて検討することを予定。